

令和 7 年国勢調査に係る国勢調査員証の紛失について

橋本市内において、国勢調査員証（第198号）を紛失する事案が発生しました。国勢調査員証には「調査員の氏名」や「任命期間」等が記載されており、調査員の顔写真が貼付されておりました。

なお、紛失した国勢調査員証は無効となっておりますが、国勢調査を装った「かたり調査」に悪用される恐れがあるためご注意ください。

1. 概要

- (1) 紛失日 令和 7 年 9 月 5 日（金）
- (2) 紛失場所 橋本市内
- (3) 紛失物 国勢調査員証（第 198 号）

2. 県の対応

再発防止のため、橋本市に対して、調査用品等の保管・取扱いについて、調査員に指導を徹底するよう指導を行った。

(連絡先)

企画部 企画政策局 調査統計課 分析班
担 当：松下、大原
電 話：073-441-2389（直通）